

「通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書」（第 20 号様式別表 1）記載要領

- この計算書は、通算法人及び通算法人であった法人（控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象還付対象欠損調整額、控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとするものに限り。）が記載し、第 20 号様式の申告書に添付してください。
- 「※処理事項」の欄は、記載する必要はありません。
- 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載してください。
- 「法人番号」の欄は、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
法人税における通算承認の有無 ①	通算法人に該当する場合には「有（通算法人）」を、その他の法人は「無（通算法人以外の法人）」を○印で囲んでください。
通算親法人・子法人の区分 ②	①の欄において「有（通算法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。 通算親法人にあつては「通算親法人」を、通算子法人にあつては「通算子法人」を○印で囲んでください。
法人の区分 ③	自らの法人の区分を○印で囲んでください。
通算対象欠損金額 ④	当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第 321 条の 8 第 11 項に規定する通算対象欠損金額をいいます。）がある場合に、法人税の明細書（別表 7 の 2）の 5 の欄の金額を記載します。
加算対象通算対象欠損調整額 ⑤	④の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第 321 条の 8 第 1 項に規定する 6 月経過日の前日）における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100 分の 23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100 分の 19 (3) 租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100 分の 19
被配賦欠損金控除額 ⑥	当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第 321 条の 8 第 17 項に規定する被配賦欠損金控除額をいいます。）がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第 64 条の 7 第 5 項の規定の適用がある場合 法人税の明細書（別表 7(2)付表 1）の 21 の「計」の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 法人税の明細書（別表 7(2)付表 1）の当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した各事業年度の 18 の欄から 5 の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、20 の欄の数値を乗じて得た金額の合計額
加算対象被配賦欠損調整額 ⑦	⑥の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第 321 条の 8 第 1 項に規定する 6 月経過日の前日）における法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100 分の 23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100 分の 19 (3) 租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100 分の 19
法人税法の規定によって計算した法人税額 ⑧	(1) 法人税の申告書（別表 1。以下「別表 1」といいます。）の「法人税額計」の欄（9 の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表 6(2)付表 6）の 7 の「計」又は法人税の明細書（別表 6(9)付表）の 40 若しくは 45 の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等（政令附則第 5 条の 2 の 3 の通算子法人を含みます。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表 6(10)付表 1）の 29 又は 34 の各欄に金額の記載がある場合の当該

	金額及び同法第 42 条の 12 の 5 第 2 項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表 6(12) 付表 2）の 19 又は 24 の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 (2) 括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額（別表 1 の 4 の欄の金額）（法人税の明細書（別表 6(2) 付表 6）の 7 の「計」又は法人税の明細書（別表 6(9) 付表）の 40 若しくは 45 の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等（政令附則第 5 条の 2 の 3 の通算子法人を含みます。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表 6(10) 付表 1）の 29 又は 34 の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第 42 条の 12 の 5 第 2 項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表 6(12) 付表 2）の 19 又は 24 の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）、使途秘匿金の支出の額の 40%相当額（別表 1 の「法人税額計」の欄（9 の欄）の上段に外書として記載された金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表 1 の 6 の欄の金額）の合計額を記載します。
試験研究費の額等に係る法人 税額の特別控除額	⑨ 下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 1 項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6(9)）の 33 の欄 ※ 租税特別措置法第 42 条の 4 第 4 項及び第 7 項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第 42 条の 4 の 2 第 1 項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(12)）の 11 の欄 (3) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 14 項（同法第 42 条の 4 の 2 第 2 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(14)）の 14 又は 28 の各欄 (4) 租税特別措置法第 42 条の 10 第 2 項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6(17)）の 26 の欄 (5) 租税特別措置法第 42 条の 11 第 2 項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6(18)）の 25 の欄 (6) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(19)）の 20 の欄 (7) 租税特別措置法第 42 条の 12 第 2 項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(20)）の 29 の欄 (8) 所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 42 条の 12 第 1 項又は第 2 項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(21)）の 30 の欄 (9) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6(22)）の 10 の欄 (10) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(24)）の 51 の欄 ※ 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項及び第 3 項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項（生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(25)）の 29 の欄 (12) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 第 3 項又は第 6 項（産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6(26)）の 34 の欄

		(13) 租税特別措置法第42条の12の7第2項又は第3項（特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(27)）の25の欄
加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額 ⑤+⑦	⑩	⑤及び⑦の各欄の金額の合計額を記載します。
控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	⑪	次に掲げる各欄の金額の合計額を記載します。 (1) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄 (2) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄 (3) 第20号様式別表2の3の⑤の「計」の欄 (4) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄 (5) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄 (6) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄
控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額	⑫	⑫の欄は、第20号様式別表2の5の④の「合計」及び第20号様式別表2の6の⑤の「合計」の各欄の金額の合計額を記載します。
退職年金等積立金に係る法人税額	⑬	法人税の申告書（別表23）の12の欄の金額を記載します。
課税標準となる法人税額 ⑧+⑨+⑩-⑪-⑫+⑬	⑭	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

- この計算書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この計算書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。

(8.10)